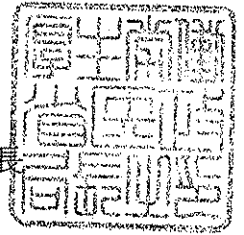




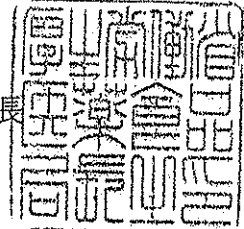
医政発 0917 第 2 号  
薬食発 0917 第 5 号  
老発 0917 第 1 号  
平成 22 年 9 月 17 日

各 都 道 府 県 知 事 殿

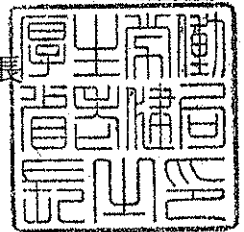
厚生労働省医政局長



厚生労働省医薬食品局長



厚生労働省老健局長



医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのための  
ガイドラインの一部改正について（通知）

医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いを支援するために、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」（平成 16 年 12 月 24 日医政発第 1224001 号・薬食発第 1224002 号・老発第 1224002 号厚生労働省医政局長・医薬食品局長・老健局長通知別添。以下「ガイドライン」という。）を作成し、その周知を図っているところです。

今般、医療関係事業者における個人情報の取扱いについて不適切な事例が見受けられること等から、ガイドラインの一部を下記のとおり改正しましたので、貴職におかれましては、貴管内の関係機関・関係団体等に対する周知・指導等よろしくお取り計らい願います。

## ○ 「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」の改正事項

(下線部分が改正箇所)

該当箇所	改正前	改正後
Ⅲ 1. (2) ④	<u>国等が実施する、統計報告調整法の規定に基づく統計報告の徴集（いわゆる承認統計調査）及び統計法第8条の規定に基づく指定統計以外の統計調査（いわゆる届出統計調査）に協力する場合</u>	統計法第2条第7項の規定に定める一般統計調査に協力する場合
Ⅲ 5. (2) ④	<u>国等が実施する、統計報告調整法の規定に基づく統計報告の徴集（いわゆる承認統計調査）及び統計法第8条の規定に基づく指定統計以外の統計調査（いわゆる届出統計調査）に協力する場合</u>	統計法第2条第7項の規定に定める一般統計調査に協力する場合
Ⅲ 5. (3) ③	医療機関等が、労働安全衛生法第66条、健康保険法第150条、国民健康保険法第82条又は老人保健法第20条により、事業者、保険者又は市町村が行う健康診断等を受託した場合、その結果である労働者等の個人データを委託元である当該事業者、保険者又は市町村に対して提供することについて、本人の同意が得られていると考えられる。	医療機関等が、労働安全衛生法第66条、健康保険法第150条、国民健康保険法第82条又は高年齢者の医療の確保に関する法律第20条、第24条若しくは第125条により、事業者又は保険者が行う健康診断等を受託した場合、その結果である労働者等の個人データを委託元である当該事業者又は保険者に対して提供することについて、本人の同意が得られていると考えられる。
Ⅲ 9. (2)	開示等の求めの方法は書面によることが望ましいが、患者・利用者等の自由な求めを阻害しないため、 <u>開示等を求める理由を要求することは不適切である。</u>	開示等の求めの方法は書面によることが望ましいが、患者・利用者等の自由な求めを阻害しないため、 <u>開示等の求めに係る書面に理由欄を設けることなどにより開示等を求める理由の記載を要求すること及び開示等を求める理由を尋ねることは不適切である。</u>
別表1	4 衛生検査所 ・委託検査管理台帳、検査結果報告台帳、苦情処理台帳【臨床検査技師等に関する法律施行規則第12条第15項、第12条の3】	4 衛生検査所 ・委託検査管理台帳、検査結果報告台帳、苦情処理台帳【臨床検査技師等に関する法律施行規則第12条第1項第15号、第12条の3】
別表1	5 指定訪問看護事業者 ・訪問看護計画書【指定訪問看護及び指定老人訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準第17条第1項】	5 指定訪問看護事業者 ・訪問看護計画書【指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準第17条第1項】
別表1	5 指定訪問看護事業者	5 指定訪問看護事業者

別表3	医師、薬剤師等の医薬関係者による、 <u>医薬品製造業者等が行う医薬品等の適正使用のために必要な情報収集への協力</u> （薬事法第77条の3）	・医師、薬剤師等の医薬関係者による、 <u>医薬品製造販売業者等が行う医薬品等の適正使用のために必要な情報収集への協力</u> （薬事法第77条の3）
別表3	・医師等による <u>特定医療用具の製造承認取得者等への当該医療用具利用者に関わる情報の提供</u> （薬事法第77条の5）	・医師等による <u>特定医療機器の製造販売承認取得者等への当該特定医療機器利用者に関わる情報の提供</u> （薬事法第77条の5）
別表3	・処方せんに疑わしい点があった場合における、薬剤師による <u>医師への疑義照会</u> （薬剤師法第24条）	・処方せんに疑わしい点があった場合における、薬剤師による <u>医師等への疑義照会</u> （薬剤師法第24条）
別表3	・指定医療機関による都道府県・市町村への被保護者に係る病状報告（生活保護法第50条、指定医療機関医療担当規程第6条、第9条）	・指定医療機関による都道府県・市町村への被保護者に係る病状報告（生活保護法第50条、指定医療機関医療担当規程第7条、第10条）
別表3	・ <u>政府等が実施する指定統計調査の申告</u> （統計法第5条）	・ <u>基幹統計調査の報告</u> （統計法第13条）
別表5	○「 <u>臨床研究に関する倫理指針</u> 」（平成16年12月28日厚生労働省告示459号）	○「 <u>臨床研究に関する倫理指針</u> 」（平成20年7月31日厚生労働省告示415号）
別表5	別表5の最後に右記指針を追加	○「 <u>ヒト幹細胞を用いる臨床研究に関する指針</u> 」（平成18年7月3日厚生労働省告示第425号）